

第9回 “木の家づくり” から林業再生を考える委員会 議事概要案

1. 日時：平成23年8月31日（水）14:00～17:00
2. 場所：中央合同庁舎3号館11階・特別会議室
3. 出席委員：天野委員長代理、青木委員、梅野委員、川村委員、神田委員、小池委員、小玉委員、佐川委員、竹内委員、田瀬委員、田村委員、中島委員、古瀬委員（欠席委員：養老委員長、五十嵐委員、岡橋委員、永田委員、益子委員）
4. 有識者：藤原昭夫氏、岩田司氏、松本正之氏
5. 関係府省出席者：和泉内閣官房地域活性化統合事務局長、末松林野庁林政部長、澁上林野庁木材産業課長、井上審議官（住宅局担当）、坂本住宅局市街地建築課長、山本国土政策局地方振興課長

6. 概要

<開会>

- ・事務局より、出席者紹介等。

<議題>

(1) 東日本大震災と“木の家づくり”の新たな取組

- 青木委員より、「地域の大工・工務店が大型プロジェクトを請け負う仕組み」と題する発表。主な内容は以下のとおり。
 - ・ 東日本大震災では、応急仮設住宅の早急な建設が求められる中で、工務店サポートセンター、全建総連及び建築士会連合会が「応急仮設木造住宅建設協議会」を設立して対応した。
 - ・ 「労働者派遣法」では、建設業務に関する労働者派遣事業が禁止されているが、今回は、全建総連が、労働組合として、「職業安定法」に基づく労働者供給事業に関する厚生労働大臣の許可を受けることにより、円滑に職人を確保することができた。
 - ・ 今回の対応を通じて、工期・性能・コストを守ることができたことや、一定レベルの大工はすぐに慣れて連携作業ができたこと等について確認できたことは、大きな成果であった。
 - ・ 結果として、福島では、4団地、400戸の応急仮設住宅、3棟の集会場等の建設を通じて、延べ7,287人工の雇用が創出された。
 - ・ 今後、大規模災害が発生した際に速やかに木造の応急仮設住宅を供給するため、工務店

サポートセンターと全建総連が、新たに「一般社団法人全国木造建設事業協会」を設立し、各都道府県と災害協定を締結していきたい。

- ・ (佐川委員からの「様々なタイプの応急仮設住宅について居住者の評価を調べ、今後の作り方に活かすべき」との指摘に対し、) 木造は居住者の評価が高いと思うが、一方で、数万戸という必要戸数全てについて木造で対応できるかという問題もある。

○ 事務局より、資料 1-2 (前回委員会議事概要) 及び参考資料 (東日本大震災における地域工務店等による木造応急仮設住宅) について説明。

○ 自由討議

(小池委員)

- ・ 地域産業の潜在力を活かした応急仮設住宅等についても、平時から考えておく必要がある。

(古瀬委員)

- ・ 地方銀行としても、森林再生への税金投入の必要性が国民に理解されるよう幅広く森林保全活動等に取り組んでいる他、バイオマス等、環境保全に役立つ地域産業については重点的に支援している。
- ・ 田舎に定住する人を確保することは環境保全の絶対条件であり、歴史的にも人が住むことによってローコストで環境保全ができてきたのではないか。

(小玉委員)

- ・ 岩田さんと藤原さんには「応急仮設住宅の部材の再利用に関する問題点等」について、松本さんには「ワンウェイフレームにおいて応急仮設用と常設用の共通のシステムは可能か」について、コメントいただきたい。

(岩田氏)

- ・ 解体・再利用を考慮して落とし込み壁とする予定であったが、梅雨時期で屋根施工を優先した結果、板張りとなった。
- ・ 解体・輸送を考慮すると現実的には費用の問題が出てくるが、材料としては十分使い回しが可能と考えている。

(藤原氏)

- ・ 屋根のパネル化ができるようになれば、1~2 日で解体して別の場所に運び、場合によっては間取りも変更することまで想定したシステムとしている。

(松本氏)

- ・ 現在、ワンウェイフレームによる医師用住宅を設計中であり、常設でも十分可能である。

(小玉委員)

- ・ モデル的に仮設住宅を解体して復興住宅等を作ることを提案したい。

(井上審議官)

- ・ 仮設住宅の居住者は、復興住宅ができた後に仮設住宅を退去することとなるため、時間的な前後関係が問題となるが、複数の仮設住宅団地で解体時期を調整すること等により、解体後に災害公営住宅として活用することについて、岩手県等とも相談したい。

(川村委員)

- ・ 住宅復興への時間軸については、被災状況に差がある中で、避難所・仮設住宅を経て復興住宅に移る世帯だけでなく、被災家屋に住みながら修復する世帯もあるなど、合意形成が容易でない。
- ・ また、住宅復興への空間軸については、特に小規模・分散的な集落において、集落のガバナンスが劣化していることが課題であるが、一方で移転用地が集落内で確保できる場合が少なくないため、コミュニティを崩さずに復興が可能。
- ・ 復興住宅に必要な部材・資材をどのように供給するのが課題であり、各集落等の現状と今後を診断して需給モデルを作ることが必要であり、在庫はできる限り山側におき、邸別受注・邸別発送を原則とすべき。
- ・ 人工林からの国産材生産に当たっては、持続的な資源利用の原則を逸脱することなく、将来の年齢構成の是正が必要であり、輸入材も必要となる。

(2) “二地域居住等都市と農山漁村の交流・連携の推進” 及び “地域における木造住宅の生産体制の強化” について

- 事務局より、資料 4-1 (二地域居住・地域活性化関連施策について)、資料 4-2 (二地域居住等都市と農山漁村の交流・連携の推進について) 及び資料 5 (地域における木造住宅生産体制の強化に向けて) について説明。

○ 質疑応答他

(神田委員)

- ・ 三陸の漁村の復興という観点から、若年層が三陸に移り住むという流れが必要であり、集落支援員やアドバイザーについて積極的な対応が必要ではないか。

(天野委員長代理)

- ・ 国の補助制度によって一定期間は若者が居住するが、定職がないため定住には結びつか

ない。フランスが1980年代に取り組んだように、農業・林業による定住者を増やすことや定住のための住宅を流域材で作ることについて、引き続きもっと検討していく必要がある。

(田村委員)

- ・ 本委員会に参加してきたことから、全建総連と全建連が協力して東日本大震災への対応ができたと考えている。

(中島委員)

- ・ 仮設住宅におけるコミュニティ維持のために、共同の風呂への木質燃料の供給に協力できないかと考えている。

(竹内委員)

- ・ 現在は60年生弱が人工林のピークであり、当面は、今後20年程度で健全な林にするために森林整備の速度を上げることが必要であり、齢級配置の是正については簡単でない。

(佐川委員)

- ・ 山村が成り立たなくなっている要因は、仕事がないことと、若い人のための生活環境が不十分という二つの問題。
- ・ 林業の会社がUターン、Iターン者を募集すると、山村で暮らしたいという人が集まるが、2～3年すると会社を辞めるか、新幹線等の交通の便がよいところに引っ越してしまう。
- ・ 生活環境については、田舎に住むと、集落の役職や、お葬式の手伝い等を押しつけられる上に、通学が不便であることが問題であり、仕事については、高性能林業機械を含めて、安全な林業技術を身につけるための教育機関がないことが問題。
- ・ 環境を守るためには、環境を守る人が暮らせる環境を考え直すことが必要ではないか。

<閉会>